



**今月の話題:**「南海トラフ地震」確率に疑義という新聞報道に驚いた。30年以内に巨大地震が発生するとの予測の根拠であった室津港の地盤隆起の変化が地震活動によるものではなく、江戸時代の港湾工事による可能性があるという(東京新聞 9/11)。地震の予測には複雑な事情があるようだから、軽々には論じられないが、一般には「天災は忘れた頃にやってくる」の寺田寅彦予測の復活と考えればいいのか。近年、天災続きであるが。(伊藤誠三)

### □ 本部便り：(金森捷三郎 記)

・次回拡大理事会は12月7日(水)16:00。同日18:00よりサーツ忘年会。

・事務所家賃の値上げ交渉はその後、動きがありません。

### □ 建築部会：(岡本直 記)

・第8回のサーツ寺子屋(11/5開催)で和田章先生に「関東地震100年の文明の進化は、次の大地震を乗り越えられるか」というテーマでご講演頂きます。和田先生は、「我々建築に関わる人間として、災害に打ち勝ち大震災を未然に防ぐために、今何をなすべきかを皆さんと一緒に考えたい」と話しておられ、建築の様々な立場の方々から、活発なご意見を寄せて頂くことを期待します。

・今年各地の自治体で耐震セミナーが計画され、サーツは10/6文京区、10/15東京都、11/3練馬区から講師派遣などの要請を受け、対応を検討している。

・5/25には東京都防災会議から10年ぶりに首都直下地震等による東京の被害想定の見直し結果が公表された。

首都機能や交通網への影響が大きい「都心南部直下地震」(M7.3)が起きた場合、全壊建物数は約8.1万棟と想定され、前回に比し耐震化率の向上等により30%以上減少となっている。建築部会としては、セミナー等を通して耐震化の重要性を訴えるとともに、被災後も安心して自宅避難を可能とする対策の重要性を問いかけていく。

○次回建築部会10月21日(金)17:30～(ZOOM)

### □ 戸建住宅部会：(小藤捷吾 記)

・今年はいくつ新しい課題>に取り組もうという事で色々なアイデアが出されているが、その中で「避難タワー再生構想」につき報告する。

・そもそもの発想は、全国で500以上ある避難タワーのうち、多くが高齢者や障害のある方が登れないような階段が設置されていることから、人力で簡単に車椅子を持ち上げられるような設計や蓄電設備等を設け普段は何か利用し、緊急時には揚重設備を動かせるようにするなどの設計を考えようという事でした。国交省もH25年に「港湾の津波避難施設の設計ガイドライン」を出しているが、階段や斜路については、「比較的緩やかな勾配にすること」としか書かれていない。

・安全設計のみならず、どこに何人位が避難できる施設を設置するかの計画は、地域の事がよく解っていないと立案できないことから国や県では無理で、市単位で行われているが、市の方に総合判断を任せきりというのは負担が大きいのではないかと。タワーは、単なる避難設備としてだけではなく、平常時は、<道の駅>や<児童公園>等として有効活用しなければならず1件ずつ、色々な角度から考えた設計が望まれる。実例の確認を含めく有

効な避難タワーのあるべき姿>を追求していきたい。

○次回部会予定：10月14日(金)16:00～

### □ 集合住宅部会：(秋山哲一 記)

・多摩市主催の「多摩マンション管理セミナー(12/3)」への講師派遣依頼があったため、部会として積極的に受ける方向で講演内容の企画を取りまとめている。企画案作成は小畑が中心になり、メンバーの呉、成田、秋山が協力する形になっている。タイトルは、「住み慣れた高経年集合住宅で楽しく安心、快適にできる取組と工夫ー集合住宅の技術者や専門家と一緒に何が出来るか」となる予定で、サーツらしい魅力的な講演になると思っている。以下に「はじめに」の内容の一部を紹介する。

「先が見通せない今の時代、大きな社会を見据え、個々の生活者に寄り添う取組の大切さ、現代社会が直面する問題と、多摩NTが直面する地域の課題をよく見据えて暮らしたい。固定観念にとらわれず、多摩NTでの「暮らしUPの可能性」を考えたい。社会的な不安感や個人の不安心は、他所の経験や知見に学び地域で話し合いを重ねることで、高齢期を迎えて高築年の住宅に暮らすことへの不安や心配は、ほとんど解消できるだろう。以上小畑記」

○次回部会予定：10月25日(火)16:00～ マンション管理支援部会と合同、「両部会が取り組むべきテーマ・課題の洗い出し。東京大学松村研究室会議室

### □ マンション管理組合支援事業部会：(丸山和郎 記)

・前回に続き、国交省補助事業「長期優良住宅化リフォーム推進事業」と「補助事業者選定」について述べる。この補助事業の補助事業者とは、補助金申請者となるリフォーム工事の施工者である。大規模修繕工事の発注者であるマンション管理組合は、補助事業者(施工者)と共同事業契約を締結し共同事業者となる。施工者は補助金が交付されるまでは材料購入や下請け業者への支払いなど自前の資金を工面しなければならず、管理組合は工事総額から補助金交付額を差し引いた金額だけを用意すればよいことになる。このため、補助事業者となる施工者の選定は大変重要であり、当部会では、サーツHPを通じて公募を図り、応募資格条件のほか、①指名先業者の絞り込み、②2次選考、③最終選考の3段階を踏んで最適な業者を選べるような仕組みを提案し管理組合の承認を得た。加えて、補助事業対応経験等のヒアリングにより総合評価し業者を内定する。以降、サーツは工事監理の他、補助金申請に関わる諸手続きの指導、監督する。

□建築技術誌10月号(9月17日発売)サーツ欄投稿

・岡野泰三：地盤被害から安全な宅地地盤について

・片岡泰子：誰もが識りたい家づくりの変遷!

□余滴：凶鑑手に探し当てたる草の花 捷三郎